

# 令和8年度 道路賠償責任保険 仕様書

岡山県が保険契約を行う道路賠償責任保険については、以下に記載する全ての補償内容、条件等を満たすものとし、保険会社が、入札前に岡山県に提出する保険約款に記載のない事項等については、岡山県が別途作成する書面により特約契約を締結するものとする。

## 1 保険の種類

道路賠償責任保険（この仕様書に記載の事項を満たすものであれば名称は問わない。）

## 2 保険の対象

岡山県が、県管理道路（県道及び指定区間外の一般国道に限る。）の管理において、他人の身体障害（障害に起因する死亡を含む。）又は財物損壊について、法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害を対象とする。

(1) 道路とは次のものをいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路

イ 道路法第2条第2項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3に規定する道路の附属物

(2) 県管理道路の道路延長

3, 637. 3km（令和7年4月1日現在）

(3) 岡山県職員が直営で行う道路維持修繕業務及び道路パトロールに起因する事故を含む。

## 3 保険の契約期間

令和8年4月1日16時00分から令和9年4月1日16時00分まで

## 4 保険の填補限度額

次の条件を満たすものとする。

(1) 対人賠償限度額 1名につき 3千万円

1事故につき 3億円

(2) 対物賠償限度額 1事故につき 1千万円

(3) 免責額 無し

## 5 保険料の算定方法及び支払方法

(1) 保険料算定に当たっては、県管理道路の道路延長及び別紙1を参考にすること。

(2) 道路延長に100m未満の端数があるときは、保険料の算定に当たっては、これを四捨五入すること。

(3) 保険会社は、特約契約締結後、書面をもって保険料の支払を請求することができる。

(4) 岡山県は、保険会社から保険料の請求を受けたときは、その日から起算して

30日以内に保険料を支払うこととし、この期間内に支払いをした場合は、保険の始期である令和8年4月1日0時00分以降に発生した事故も、当該保険の対象に含めることとする。

## 6 事務処理のフロー

別紙2によるものとする。

## 7 その他

- (1) 岡山県は、保険の対象とする道路について、その場所、道路延長等を明示した書類（道路台帳及び縮尺20万分の1の岡山県管内図）を保管し、保険会社は、必要に応じ、この書類の提示を求めることができる。
- (2) 岡山県は、当該保険の契約期間中（以下「期間」という。）の道路延長の異動が、期間の始期における保険の対象とする道路延長の10パーセント以内の場合においては、保険会社に対する通知を行わないことができる。
- (3) 保険会社は、岡山県が行う示談交渉に当たり、助言、協議等を行う。
- (4) 保険会社は、保険の対象となる事故について、岡山県が当該事故に係る損害認定等を行う内部資料とするため、必要な書類（損害額の査定書及びその根拠となる資料等）の提供を行う。
- (5) 保険会社は、岡山県の示談交渉が円滑に行われるよう、窓口となる者を複数配置するなど、6に定めた業務を滞りなく行える体制を整えること。
- (6) この契約に係る業務の実施に当たって知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は契約締結後において疑義が生じた事項については、岡山県と保険会社が互いに誠意をもって協議し定める。